

この媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約です

専任媒介契約書

依頼の内容

売却・購入・交換

この契約は、次の3つの契約形式のうち、専任媒介契約形式です。

★専属専任媒介契約形式

依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することが出来ません。

依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することが出来ません。

当社は、目的物件を建設大臣の指定する流通機構に登録します。

★専任媒介契約形式

依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することが出来ません。

依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することが出来ます。

当社は、目的物件を建設大臣の指定する流通機構に登録します。

★一般媒介契約形式

依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することが出来ます。

依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することが出来ます。

依頼者甲は、この誓約書及び責任媒介契約約款により、別表に表示する不動産（目的物件）に関する売買（交換）の媒介を宅地建物取引業者乙に依頼し、乙はこれを承諾します。

平成 年 月 日

甲	依頼者	住所	印
		氏名	

乙	宅地建物 取引業者	商号(名称)	有限会社 ミカミ住宅
		代表者	三上 雅之 印
		主たる事務所	舞鶴市字浜 502 番地
		免許証番号	京都府知事 (3) 第 10743 号